

目次

| | |
|---------------|-----|
| 1. 東郷被告同情論 | P 1 |
| 2. 監査法人への隠蔽 | P 2 |
| 3. 東郷元頭取の自白調書 | P 3 |
| 4. 税効果思案会計 | P 6 |
| 5. 訴因変更 | P 8 |

1. 東郷被告同情論

東京新聞の平成21年12月8日付朝刊によれば、元頭取の東郷重興被告は、最高裁判決を受けて、

「無罪の結論を得られなかったのは残念。日債銀の再建を頼まれて最後の局面で頭取を務めただけ。行政の責任や過去の経営陣のやり方は問題にされていない。」と語ったという。

もとより本件粉飾決算の原因となった不良債権を作り出したのは、イケイケドンドンの積極融資を乱発した颯川史郎元頭取に他ならない。颯川氏は昭和57年(1982年)から平成4年(1992年)までの11年間を頭取・会長として日債銀を支配していたのであり、本件粉飾決算事件で問題とされた不良債権の全ては颯川時代に発生している。東郷元頭取が登場するのは、平成2年(1990年)のバブル崩壊に伴い日債銀の経営危機が表面化したはるか後の平成8年(1996年)のことであり、東郷頭取は、もはや泥舟と化していた日債銀の後始末のために日銀より送り込まれたに過ぎない。

しかもそのとき日債銀は実質的な大蔵・日銀管理銀行となっており、不良債権処理は全て当時の大蔵省・日銀の了解の下に進められていた。本件で不良債権が問題というのであれば、その張本人は颯川史郎元頭取でなければならず、また、不良債権処理が問題であれば張本人は大蔵省・日銀という事になる。何で事件の張本人の責任が問われることなく、後始末人が刑事罰を受けなくてはならないのか?この点については、一審東京地裁の判決でも、さすがに東郷元頭取に気がとがめたようで、判決の情状部分において次の記述がある。

「被告人東郷重興は、日銀国際局長に在任中、当時の日銀副総裁から勸奨を受け、日本債券信用銀行を再建するため、日本債券信用銀行に入行したものであるが、その時点におい

て、日本債券信用銀行は、既に巨額の不良債権を抱えていたのであって、同被告人も、本件犯行の遠因となった上記巨額の不良債権の発生について、何ら責任を負うものではない。そして、被告人東郷重興は、日本債券信用銀行入行後、しばらくは専ら資金調達を担当していたのであり、担当役員らから個別に不良債権の現況等について詳細に説明を受けたのは、副頭取や頭取に就任してから本件犯行に到るまでの1年余りという短期間に過ぎず、同被告人は、個別の貸出先の詳細な業況等については、必ずしも全てを認識していなかったことが窺われる。そのため、被告人東郷重興は、被告人窪田弘らによる違法な不良債権の償却・引当の先送りをそのまま了承したのであり、無批判にこれを受け入れた責任はあるものの、頭取として自ら積極的に償却・引当の先送りを推進したわけではない。」

東郷発言はまことにもっともな話であり、それだけに、事件後金融界を中心として、東郷被告に対する同情論が幅広く形成された。東郷発言は日債銀の他の2被告も同じ思いであろうし、長銀粉飾決算事件の3被告人も同様である。長銀の最高裁逆転無罪判決はこのような国民世論を背景として出されたのであり、日債銀の差し戻し判決もその風を十分に受けている。

2. 監査法人への隠蔽

最高裁判決を経て、日債銀の粉飾決算事件は差し戻され、再び東京高裁で審理が行なわれることになった。最高裁で指摘された論点に従い、日債銀の不良債権は、今度は旧来の税法基準によって評価検討され、税法基準によった場合でも引当不足があったかどうか判断される。最高裁判決文によれば、その審理には、その当時行われていた貸出金の評価実務や他の大手銀行における処理の状況が判断材料となるという。

もとより原審差し戻しは、原審判決に重大な問題があるから差し戻されるのであり、原審判決最大の問題とは有罪・無罪の判定に他ならないのであるから、一般的には、差し戻し審では逆転判決が出る可能性が高い。しかし、日債銀についてはこの一般論は当てはまらない。差し戻し審において今後証拠提出されるであろう追加証拠の如何にかかわらず、日債銀の被告人が差し戻し審で無罪判決を受ける可能性は小さいであろう。なぜか？本件最高裁の判決文において、被告人たちによる監査法人に対する隠蔽工作がしつこく認定されているからである。

日債銀の粉飾決算事件で問題とされた不良債権は平成10年3月期におけるD、F、H等13社及びI等5社に対する合計3575億円の貸出金であった。これらの不良債権が、仮に旧基準たる税法基準では引当が必要とはされなかったのであれば、何もその債権の実態を監査法人に隠蔽する必要などあるはずがない。最高裁判決文中で認定された隠蔽事

実はD及びFに対するもので、その内容は次の通りである。

D

平成7年4月からは主力4行により3年間の予定で事業計画に基づく支援が開始されたが、支援体制が崩壊し、平成9年9月、メインバンクであるE銀行は、平成10年1月に特別清算予定のプレス発表を行い、同年4月以降に特別清算を申し立てる旨のスケジュールを他の主力3行に提案したが、日債銀は、平成10年3月期の償却・引当を先送りする方針の下に、上記プレス発表の時期の延期を求めて動くなどし、その時期を平成10年4月上旬に変更させた上、上記経緯等を監査法人に知らせなかった。

F

業況の悪化から、G銀行及び日債銀に支援を求め、再建計画を策定したが頓挫するなどした。メインバンクであるG銀行は、平成9年10月ころ、Fとの間で任意整理案を合意したが、日債銀が強く反対したため、平成10年3月期の整理・清算を断念した。日債銀は、上記任意整理案に関する経緯等を監査法人に知らせなかった。

差し戻し審で審理される税法基準とは、当時の税法上債権償却特別勘定として無税償却できる金額のみを貸倒引当金に計上すればよいとする基準であり、この基準では、「合理的な合併計画や再建計画が作成中あるいは進行中である場合」や「債務者に対して追加的な支援を予定している場合」には、無税償却は認められなかった。したがって、日債銀の被告人とすれば、問題とされたD、F、H等13社及びI等5社に対する合計3575億円の貸出金が、「合理的な合併計画や再建計画が作成中あるいは進行中」であるか、あるいは日債銀が「追加的な支援を予定している場合」であったと立証できれば、差し戻し審での逆転無罪を取れることになる。

しかし、弁護人が、日債銀粉飾決算事件でいくらその立証を行っても、

「事実ありのまま問題がないのであれば、なぜ、Dに対する清算予定のプレス発表を遅らせるようなことまでして、清算予定の事実を監査法人に隠蔽したのか？」

「ではなぜ、一旦メインバンクとの間で合意に達したFの任意整理案に反対するばかりか、その事実を監査法人に隠蔽したのか？」

という至極もつともな疑問には答えることができない。逆転無罪の期待のかかる差し戻し審ではあるが、最高裁判決で隠蔽事実を認定されてしまっている以上、ここでの無罪立証は困難極まりないのである。

3. 東郷元頭取の自白調書

そこで弁護人とすれば、監査法人に対する隠蔽工作はあったかもしれないが、そのような隠蔽を被告人がやったわけではなく、また、被告人は隠蔽の事実を知らなかったと言いたいところであろうが、これがそうはいかない。日債銀粉飾決算事件は、長銀同様、被告人3名全員の自白事件なのである。被告人3名の中でもっとも罪状の軽い東郷元頭取でさえか、次の自白調書を取られている。

「そうした中、我々経営陣は、…、平成10年3月期における償却・引当の回避のため、種々の方策を講じていることなどについて、折に触れて報告を受けて承知していた。」

「私とすれば、自分自身、平成8年5月に日銀を辞め、日債銀に入行した以降、本当に心底日本債券信用銀行の建て直しのことを考え、精一杯努力してきただけに、なぜその自分が刑事責任を問われなければならないのかという点について、自分自身納得がいかず、なかなか本当のことをお話しする気持ちになれなかったが、否認のための否認を続け、長い裁判を受けるよりも、潔く罪を認め、早く残された人生の再出発をしたいと考えようになった。また、そうすることこそが、この決算を組んだ当時、日本債券信用銀行の頭取であった私がすべき選択であると確信するようになったので、事実をお話しする決心をした。」

いかがであろうか？東郷元頭取自身、監査法人に対する隠蔽工作について、「折に触れて報告を受けて承知していた」と自白しているのであり、その自白も、「否認のための否認を続け、長い裁判を受けるよりも、潔く罪を認め、早く残された人生の再出発をしたいと考えようになった」からで、その結果「事実をお話しする決心をした」ためであると言っている。この自白調書の信用性は一審で認定されて以来、高裁、最高裁と一貫して否定されていない。結局、日債銀の被告人たちが差し戻し高裁で逆転無罪を勝ち取るためには、この決定的な自白調書の信用性を否定する以外には道がない。

ところで、東郷元頭取の自白調書は、取調べに当たった特捜検察官による作文に違いなく、被告人により任意に供述されたものではあり得ない。前述東郷元頭取の自白調書は現行司法実務上あまりにもできすぎている。完璧すぎる自白調書は嘘に決まっている。考えても見よ。銀行員としての社会経験しかなく特段の司法知識のない東郷被告人が、論旨が首尾一貫して何の不足もないような、完璧極まりない自白調書など、供述できるわけがないではないか？

東郷元頭取は、任意捜査の段階では本件犯行を認めていたものの、逮捕後の勾留質問の際

には、「過少の引当による粉飾決算をしたという認識はなかった」などと述べ、一時的に否認に転じた。しかし、その後の勾留中に、前述の決定的な自白調書を取られ、更に公判開始後には再び全面否認に転じ、一審、控訴審、最高裁と無実を主張している。したがって、本来であれば、東京拘置所における取調べにおいて、なぜ逮捕時の勾留尋問での否認を翻すことになったのかが問題とされなくてはならない。そこで自白調書では、「否認のための否認を続け、長い裁判を受けるよりも、潔く罪を認め、早く残された人生の再出発をしたいと考えるようになった」からという理由が付けられている。

現行司法実務上、否認を続ける拘留中の被告人に対しては、公判における検察官立証が終了するまでの長期において保釈が認められない。推定無罪の被告人は拘留所の中から手錠・腰縄の姿で裁判に出なければならないのである。更に本件は大型経済事件で、出廷する証人の数も膨大になることから、裁判自体も長期化する。事実、日債銀裁判は事件後既に12年が経過したものの、未だに裁判が継続しているのである。これらの障害を乗り越えて否認を貫いたところで、日本の刑事裁判で無罪が出る事は、司法統計上99%あり得ない。このことは現在の東郷元頭取は身に沁みて理解しているであろうが、東郷被告人が、逮捕勾留中前に、この暗澹たる日本の司法実務の現実を知っていたはずはない。

だから、誰かが東京拘置所の中で、

「お前は無実だなどと言い張っているが、特捜事件で否認を貫いて勝てると思っているのか？特捜は起訴できないような被疑者を逮捕することなどなく、特捜が起訴した以上裁判では必ず有罪になる。しかも否認している以上反省していないということで情状が付かない。必ず実刑になる。そんなことをやっているとお前は刑務所に行くことになるぞ。嘘だと思うなら接見に来る弁護士に聞いてみろ。お前の部下も皆自白している。お前が否認しているといつまでたっても事件は終わらず、もっと逮捕者が出ることになる。こんなものは早く認めて執行猶予を取る事件だ。おまえはまだ若いではないか。潔く罪を認めて早く残された人生の再出発をするのだ。検察もお前の有能さは認めている。なっ、東郷、潔く罪を認めるんだ。」

と、21日間にぶっ続けで説得したのではないか？そしてその尋常ならざる説得人は取り調べ検察官その人であろう。

人を逮捕勾留して行うこのような説得はまさに退路を断った脅迫であり、それは現代の拷問に他ならない。普通の常識人がこのような拷問に耐えられる訳はなく、ましてやエリートでインテリの東郷元頭取などひとたまりもなかったのではないか。足利事件の例を見るまでもなく、現在の取調べ技術をもってすれば、人を殺したことなどない無実の人でも立派に「殺しました」などと自白するのである。検察官作成の自白調書を目の前に置かれて、東郷元頭取は黙って署名する以外になかったであろう。

これが東郷元頭取の自白調書の真相であり、したがって、自白調書の信用性などあるはずがないと思うが、現行司法実務上、検察官面前調書としての自白調書は、絶対的な信用力が認められることになっている。本項で推定したような拷問まがいの自白の説得は、取調べ実務上、ないことになっているのである。仮にあったかもしれないということになれば、すべての自白事件の取調べ実態は多かれ少なかれこれと似たようなものだから、日本の誇る起訴有罪率99%の司法神話は崩壊してしまう。現行司法制度に対する信頼の根源が崩れてしまうのである。東京高等裁判所如きがそのような空恐ろしい本当のことを認定できるはずもなく、したがって、東郷元頭取の自白調書の信用性は差し戻し審においても揺るがないであろう。

4. 税効果思案会計

差し戻し審で被告人が不利な理由は他にもある。最高裁判決は、日債銀で問題とされた不良債権について、

「その当時行われていた貸出金の評価や他の大手銀行における処理の状況をも踏まえ、更に審理、判断する必要がある」

というが、ここで言う「その当時行われていた貸出金の評価や他の大手銀行における処理の状況」など、こと日債銀に関する限り、検討しようがないからである。

なぜなら日債銀の平成10年3月期決算においては、他の大手銀行には類を見ない税効果思案会計なる空前絶後の会計処理が適用されているからである。税効果思案会計は税効果会計が制度化されていない会計基準において、税効果を無理やり計上させる異常な会計手法のことを言い、一審判決においては、日債銀の税効果思案会計を次の通り認定している。

税効果会計

税法と企業会計法規の間で、益金・損金（収益・費用）の計上時点に食い違いがあることを前提として、課税負担の平準化を図る会計手法であり、有税引当をしても、将来、債務者が倒産するなどして無税償却をすることが予想される場合には、一定額を当期の益金として計上することができるというもの

税効果思案会計

さらに、経理部長は、平成10年3月期決算を乗り切るための方策として、平成9年10月下旬ころから、原価法のほかに、税効果会計類似の会計手法（以下「税効果思案会計」

という。)を導入しようと考えた。税効果会計は、平成11年4月1日以降に開始する事業年度の決算から義務化されたが、平成9年当時は、特定海外債権貸倒引当金についてしか認められておらず、大蔵省も早期導入を検討していたものの、全面的な導入がいつになるのかは不明な状況であった。しかし、経理部長は、このままでは不良債権の増大に対応できないと考え、経理部員に有税債権償却特別勘定に税効果を反映させる方法を検討させるとともに、被告人岩城忠男に対し、平成10年3月期決算では、税効果を勘案した会計手法を全面的に採用したい旨報告した。

その後、経理部長は、センチュリー監査法人の公認会計士と税効果思案会計の採用について相談し、基本的に容認する方向での回答を得た。そこで、経理部長は、被告人岩城忠男にセンチュリー監査法人の上記回答を報告したところ、被告人岩城忠男は、監査法人が了解しているのであれば、税効果思案会計を採用したいと述べたため、更に検討を本格化した。そして、経理部は、税効果額の試算を繰り返した末、平成9年12月下旬又は平成10年1月上旬ころ、税効果益として約1300億円を計上する方針を固め、被告人岩城忠男らの了承を得た。

言うまでもないことではあるが、税効果思案会計などという会計処理は企業会計原則にはなく、自己査定基準（改正後の決算経理基準）であろうが、税法基準（不良債権償却証明制度）であろうと、それが認められることはない。日債銀の税効果思案会計は、制度会計上認められないどころか、会計理論上も成立しない。

確かに不良債権の有税償却を行っても、その有税償却費はいずれその債権が倒産等により確定した段階で税務上損金参入されるのであるから、有税償却費に対して支払われた税額はいずれ還付される前払税金と考えることができる。この前払税金部分を資産計上するのが税効果会計に他ならないが、有税償却費に対して支払われた前払税金部分が本当に将来還付されるかどうかは、その事業体の将来の課税所得に依存する。前払い税金が還付されるといっても、それは現金で返されるわけではなく、前払税金部分が将来の納税額から控除されるに過ぎないからである。そこで将来の課税所得の発生が疑問視されるような資本欠損会社等については、控除されるべき将来の税額そのものが疑わしいのであるから、そもそも税効果資産の計上は行なえないことになる。日債銀は税効果資産の計上が認められない債務超過会社そのものであった。

平成10年3月期では2205億円もの未処理損失があったというのであるから、日債銀は、前払税金の元になる法人税自体ろくすっぽ支払っていない。仮に平成10年3月期において税効果会計が導入されていたとしても、日債銀の1300億円もの税効果資産の計上は紛れもなくそれ単独で粉飾決算となる。この場合、税効果思案会計にお墨付きを与え

たセンチュリー監査法人（現新日本監査法人）こそ立派な共同正犯になるであろう。

さて、税法基準とは、債権償却特別勘定として無税償却できる金額のみを貸倒引当金に計上すればよいとする基準であることを指摘したが、この事は何も無税償却できない金額を会計上において有税償却することまで否定するものではない。ところが平成10年3月期決算では、有税の不良債権償却損に対する税効果会計が制度化されていなかったため、日債銀以外の大手都市銀行にとって、不良債権の有税償却は困難極まりない仕組みになっていた。日債銀以外に税効果思案会計などというふざけた粉飾処理を考えだす大手都市銀行などなかったのである。

このような会計制度の下で不良債権の有税償却を行えば、（税効果思案会計という抜け道のある日債銀以外の銀行では）有税償却の額だけ当期利益は一方向的に減少するばかりで、その見返りとしての税効果資産の計上は行なえない。税効果会計がないまま不良債権の有税償却だけを行えば、当期純利益は実効税率分（42%）だけ過少表示されてしまう。自己査定基準（改正後の決算経理基準）で決算を組む銀行は、税法基準（不良債権償却証明制度）で決算を組む銀行に比べて著しい不利益を被ることになってしまうのである。

だから長銀は不良債権償却証明制度で決算を組んだのであり、さらには大手都市銀行18行中14行もまた不良債権償却証明制度で決算を組んだ。この事実を重く見て長銀粉飾決算事件では最高裁逆転無罪判決が出た。なるほど税効果会計の導入されていない段階で自己査定基準に基づく有税償却を行えば期間利益が不当に低く表示されるため、多くの銀行が税法基準（不良債権償却証明制度）で決算を組んだというのももっともなことであろう。ならばその中で長銀だけが粉飾決算の謗りを受けるいわれもない。

この理屈は長銀には有効ではあるが、残念ながら日債銀には当てはまらない。日債銀は平成10年3月期の決算において税効果思案会計などというふざけた会計処理を適用していたので、有税償却をしても税効果資産の計上ができたからである。

恐らく日債銀で問題とされた不良債権について、「その当時行われていた貸出金の評価や他の大手銀行における処理の状況」を調べてみれば、他の大手銀行においても引当計上されていない事例が見つかるかもしれない。だからと言ってその事は日債銀もまた税法基準で引当計上しなくて良い理屈とはならない。なぜなら、他の銀行は有税引当をしても税効果資産が計上できないからしなかったと弁明できるのに対して、日債銀は有税引当すれば税効果資産が計上できたからである。差し戻し審において、弁護側は他の大手銀行の処理事例をもって弁論を行なうものと予想されるが、その弁論は、検察官による税効果思案会計一発で粉砕されてしまうであろう。

5. 訴因変更

差し戻し審における被告人不利の事情を縷々説明したが、このことは差し戻し審において原審有罪判決が維持されるべきであることを意味しない。それどころか、差し戻しの東京高裁は逆転無罪判決を出すべきなのであり、さらに言えば、最高裁は原審差し戻しではなく、逆転無罪を自決すべきであった。なぜなら本件を原審に差し戻すことは訴因変更になり、現行刑事訴訟法上、訴因変更は認められないからである。

今回の最高裁判決文に明らかなように、

「検察官は、資産査定通達等によって補充される改正後の決算経理基準が、商法32条2項にいう「公正ナル会計慣行」としては唯一のものであって、これによれば日債銀には平成10年3月期には公訴事実記載の未処理損失がある旨主張した」

のであり、

「従来採られていた税法基準の考え方に従って適切に評価した場合に、これらの貸出先が「事業好転の見通しが無い」とすることが適当でない取引先に当たる」

とは主張されていない。念のために本件一審判決を読み返してみたが、検察官は旧税法基準での違法性の立証など一切行っていない。

刑事訴訟法は第336条後段において、「被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない」と明言している。ここで犯罪の証明は検察官の立証により行う。ならば、この段階で犯罪の証明がなかったことになるのであるから、裁判所は無罪判決を出さなくてはならない。

裁判の審理の経過により、当初検察官が掲げていた訴因は証明されたとは言えないが、違う訴因であれば証明されたと言える場合が生じる。この場合、再度異なる訴因によって訴訟を初めからやり直すのは、訴訟経済の面で無用の不利益を当事者に与えることになる。そこで現行刑事訴訟法は、公訴事実の同一性を害しない限度においてのみ訴因変更を認めることとしている。(刑事訴訟法第312条) 本件日債銀事件の公訴事実、改正後決算経理基準による粉飾決算だったのであり、これを旧税法基準による粉飾決算とするのは、私は、公訴事実の同一性を著しく害するように思う。

朝日新聞の平成21年(2009年)12月8日付朝刊によれば、日債銀の差し戻し判決を受けて、最高検検事は、

「検察側としては、どの基準で考えても貸付金が回収困難という単純な主張。改めて高裁で分かりやすく示したい」

と語ったという。公訴事実の同一性を強く意識したマスコミ向け発言であろうが、検察官は「どの基準で考えても貸付金が回収困難という単純な主張」など今までしてこなかったではないか。今までしてこなかった旧税法基準での粉飾の主張を、検察官は、「改めて高裁で分かりやすく示したい」と言う。刑事訴訟法上まことに問題の多い差し戻し審における訴因変更が行なわれることになるであろう。

もとより刑事訴訟法が訴因変更を制限しているのは、当事者における訴訟経済の不利益への配慮のためであり、これを紛争の一回的解決という。刑事裁判における当事者は検察官と被告人しかいないのであり、ここで検察官の訴訟経済は国家予算により賄われている。これに対して、被告人は、私財をもって訴訟経済の全負担に耐えなければならない。当事者における訴訟経済の不利益は検察官への配慮など全く不要であり、その配慮は被告人に対してのみ一方的になされるべきであろう。

日債銀粉飾決算事件は事件発覚以降既に10年を越える長期間争われている。ここで更に差し戻し審が争われ、その結果、原審有罪判決が維持されても、あるいは逆転無罪判決となっても、いずれも場合でも再度の上告は避けられない。更に数年の年月が費やされてしまう。被告人が差し戻し審を更に争っていくためには、またぞろ弁護団を抱えて裁判に臨まざるを得ないが、弁護士を一人抱えるのには年間3百万円程度の金がかかると見なくてはならない。これが弁護団ともなれば、年間1千万円の金が黙っていても消えていくのである。刑事被告人とされ経済的収入の道を制限されている被告人に、これだけの経済的負担に耐えて更なる長期の裁判に臨ませるとするのは、あまりにも人道にもとるのではないか？

前述訴因変更は、公訴事実の同一性を害しない限度において検察官の請求に基づいて行なわれなくてはならない。したがって、差し戻し高裁において、検察官が本件旧税法基準による訴因変更を請求しなければ、その段階で日債銀被告人は逆転無罪を受けることができる。検察官は、改正後の決算経理基準が唯一の公正ナル会計慣行として有罪立証を行い、それに失敗した。この長すぎる裁判の結論としては、もうそれで必要にして十分ではないか？検察官は、この長期裁判における被告人の訴訟経済に特段の配慮を行い、差し戻し高裁における訴因変更を行なってはならない。

2010年1月7日

公認会計士 細野祐二